

国際調査機関（補充調査） E P	欧州特許庁 （E P O）	附属書 S I S A E P
国際事務局に支払うべき手数料 <sup>1</sup>	通貨：スイス・フラン（CHF）	
補充調査手数料（PCT規則45の2.3） <sup>2</sup>	CHF	1,915
補充調査取扱手数料 （PCT規則45の2.2）	CHF	200
後払手数料（PCT規則45の2.4(c)）	CHF	100
国際調査機関に支払うべき手数料	通貨：ユーロ（EUR）	
検査手数料（PCT規則45の2.6(c)）	EUR	910
遅延提出手数料 （PCT規則13の3.1(c)及び45の2.5(c)）	EUR	240
補充調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す  補充調査請求書が国際調査機関に送付されておらず、国際出願が取下げられた若しくは取下げられたものとみなされた場合、又は補充調査請求が取下げられた若しくは行われなかったものとみなされた場合、国際事務局は補充調査手数料を払い戻す（PCT規則45の2.3(d)参照）：100%払戻し  PCT規則45の2.5(a)に基づく補充国際調査の開始前に、PCT規則45の2.5(g)に基づき補充調査請求が行われなかったものとみなされた場合、国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す  PCT規則45の2.4(e)(i)から(iv)までに規定する書類の受領後であるが、PCT規則45の2.5(a)に基づく補充国際調査の開始前に、国際出願又は補充国際調査の取下げ通知があった場合、国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す	
補充国際調査のために受理する言語	英語，フランス語，ドイツ語	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、欧州特許条約の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
補充国際調査に含まれる文献の範囲	PCT最小限資料に追加して、国際調査機関は同機関が調査のために保有している文献を含む	

[次頁に続く]

- 1 国際事務局に対する手数料支払の詳細については、[www.wipo.int/pct/en/fees/special.html](http://www.wipo.int/pct/en/fees/special.html) のWIPOウェブサイト参照。
- 2 この手数料はユーロ建てで国際調査機関が定め、ユーロとスイス・フランとの為替変動を反映させるため適宜変更される。この手数料は、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、世界銀行によって低所得経済国又は中低所得経済国に分類される国の国民又は居住者であれば75%減額される。この減額が適用される国のリストは次を参照：<https://www.epo.org/applying/fees/international-fees/information.html>。この手数料は更に、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、特許協力条約規則18で意味する、欧州特許庁との有効化協定が発効している国の国民又は居住者についても75%減額される。詳細については2019年12月12日付EPO管理理事会決定（EPO公報2020, A4）参照：<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html>

E P 国際調査機関（補充調査） E P  
欧州特許庁（EPO）（続き）

補充国際調査の制限	該当すれば、実施細則で定める基準を満たす電子形式による配列リストの写しがPCT規則45の2.1(c)(ii)に基づき提出され、その後PCT規則45の2.4(e)(iii)に基づき送付された場合に限り、国際調査機関はPCT規則45の2.5(a)に従い補充国際調査を開始する
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか？ (PCT規則13の3.1及び45の2.5(c))	要求する
機関が要求する電子媒体の種類	CD-ROM（タイプ：ISO/IEC 10149：1995，120mm CD-ROM，フォーマット：ISO 9660，650MB） CD-R（タイプ：120mm CD-Rディスク，フォーマット：ISO 9660，650MB） DVD（タイプ：ISO/IEC 16448：1999，120mm DVD-ROMディスク，フォーマット：4.7GB，ISO 9660又はOSTA UDF（1.02以上）のいずれかを満たすもの） DVD-R（タイプ：標準ECMA-279，120mm（各面3.95GB）DVD-R，フォーマット：3.95GB，ISO 9660又はOSTA UDF（1.02以上）のいずれかを満たすもの）
委任状の提出要件の放棄 <sup>3</sup>	
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって、手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。また代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって、手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。また代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。

<sup>3</sup> OJ EPO 5/2010，335頁参照。

<sup>4</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。